

行旅死亡人の取扱について

行旅病人及行旅死亡人取扱法第9条の規定により告示する。

令和8年3月10日

船橋市長 松戸 徹



記

1. 本籍・住所 不詳
2. 氏 名 不詳
3. 年 齢 胎児
4. 性 別 不詳
5. 身 長 約7cm以上
6. 特 徴 ホルマリンに漬けられた状態で発見
7. 死亡日時 不詳（発見日 令和8年1月12日）
8. 死亡場所 不詳（発見場所 千葉県船橋市湊町2丁目2番3号
閉院した産婦人科医院兼自宅）
9. 告示期間 令和8年3月10日～令和8年4月10日

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管してあります。心当たりの方は、船橋市地域福祉課まで申し出てください。